

世田谷区立幼稚園・小学校・中学校
保護者のみなさま

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

小・中学校卒業式・幼稚園修了式の対応について（第2版）

新型コロナウイルス感染症をめぐる状況が日々変化をしている中、子どもたちの卒園・卒業を控えた保護者の皆さまにはご心配をおかけしております。

子どもたちの晴れの門出を多くの方に見守っていただけるよう教育委員会としても様々な可能性を検討してまいりましたが、式典の日程も近づく中、改めて下記のとおり整理をさせていただきましたので、ご案内させていただきます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、誠に恐縮ですが、このご案内における対応方針は現時点のものであり、今後の状況の変化により変更させていただく可能性があることをご承知おきください。

記

1 基本方針

卒業式等については、幼児・児童・生徒（以下、「児童生徒等」とする）の健康・安全を第一とし、参加者の感染リスクを低くするために可能なすべての対策を講じうえて、開催することとする。

2 感染リスクを低くするための対策の基本的な考え方

- (1) 接触の機会を極力減らすことに努め、参加人数は最小限とする。
- (2) 飛沫感染のリスクを減じるために、内容を厳選のうえ、実施時間を極力短縮する。
- (3) 会場等の衛生環境について、最大限の配慮を行う。

3 卒業式等の概要

(1) 参加者

ア 卒業・卒園する児童生徒等

全員を参加対象とする。ただし、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、自宅休養とする。また、新型コロナウイルスの感染者としての濃厚接触者として出席停止の措置となっている者については参加対象としない。

イ 在校生代表

参加する場合は、各学級2名以内とする。

ウ 保護者

各世帯1名以内とする。また、小さい子どもの同伴も遠慮いただく。

※ 教育委員会としても検討を重ねましたが、多くの学校で一定の空間を開ける形で保護者席を設置することが困難であることや、罹患者が全国的に増えていること、「警戒を緩めることはできない」との政府の専門家会議の見解なども考慮し、各世帯1名以内とさせていただきます。何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

エ 教職員

卒業式等の業務を遂行できる最小限の人数とする。

オ 来賓

来賓（議員や学校運営委員、町会長、民生委員などの地域の方、校医やPTA役員などの学校関係者、旧教職員など）は参加しない。

カ カメラマンなど

カメラマンなどの学校が依頼した式典の記録者は、必要最小限の範囲で従事可能とする。

(2) 参加者（児童生徒等、保護者、教職員、カメラマン等）への要請事項

- ア 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、参加できないこと。
- イ 新型コロナウイルスの濃厚接触者として経過観察の対象となっている場合などについても参加できないこと。
- ウ マスクを着用して式典に臨むこと（マスクがない場合は、咳エチケットで臨むこと。）

(3) 式の会場・内容

ア 会場

- ・ 可能な限り入口にアルコール消毒液を置き、式典中は窓等を開けて換気をする。
- ・ 椅子の間隔は、可能な限り開けること。特に児童生徒等の席と保護者席の間隔は大きくとる。

イ 内容

- ・ 証書授与は、全員が壇上で一人ずつ受け取る形とするが、できるだけ短時間に授与のみを実施し、抱負等の発表は行わないこと。なお、授与の撮影時点についてはマスクを外して差し支えない。
- ・ 卒業生からの言葉・在校生の言葉を実施する場合は、壇上に卒業生全員が上がることはせず、代表のみが壇上でマイクを利用して伝える形とする。なお、フロアにいる卒業生が自席で後方等を向くことは可能とする。

(4) 集合写真の撮影

- ・ 例年、集合写真の撮影を行っている幼稚園、小・中学校については、集合写真の撮影を可能とする（ひな壇については、学校の状況によって設置可能とする）。
- ・ 撮影時にマスクを外すことは差し支えないが、撮影時間を最小限にすることや広い空間で撮影するなど感染リスクをできるだけ低くするよう工夫する。

(5) その他

- ・ 式当日の登校時刻については、各学校から学校ホームページにて連絡する。
- ・ 児童生徒等の卒業式等への不参加は、「欠席」扱いとはなりません。

問い合わせ先

教育指導課 統括指導主事 5432-2703
幼児教育・保育推進担当課 5432-2714